



令和7年11月14日（金） 第10348号

目次

ページ

告 示

○児童自立支援施設に係る事務の受託（児童福祉課）	2
○土壌汚染対策法による区域の指定（環境保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	4
○同	4
○同	5

公 告

○開発工事の完了（建築課）	5
---------------	---

落 札

○落札者等の決定（税務課）	5
○同（会計管理課）	6

■ 告 示

◎群馬県告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、群馬県と高崎市との間の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約を定め、令和7年10月1日から児童自立支援施設に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和7年11月14日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県と高崎市との間の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

（児童自立支援施設に関する事務の委託）

第1条 高崎市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関する事務を群馬県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、群馬県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。（経費の負担等）

第3条 群馬県が第1条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、高崎市が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、群馬県知事と高崎市長が協議して定める。この場合において、群馬県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を高崎市長に送付するものとする。

（委託の期間）

第4条 第1条に規定する事務の委託の期間は、令和7年10月1日から当分の間とする。

（その他の必要な事項）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、群馬県知事と高崎市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

◎群馬県告示第248号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和7年11月14日

群馬県知事 山 本 一 太

1 指定する区域 館林市大島町字岡里前2370番1の一部、2371番1の一部、2371番2の一部、2372番1、2372番1地先道路の一部、2372番3、2373番、2374番の一部、2398番の一部、2399番、2400番1、2400番2、2400番2地先水路の一部、2401番1、2401番1地先道路の一部、2401番1地先水路の一部、2401番2、2401番3の一部、2406番1の一部、2406番1地先道路の一部、2406番1地先水路の一部、2406番2の一部、2407番1の一部、2407番2の一部、2408番1の一部、2408番2の一部、2409番1の一部、2410番1の一部、2410番1

地先道路の一部、2410番1地先水路の一部、2410番2の一部、2413番1の一部、2413番1地先水路の一部、2413番2の一部、2413番3の一部、2414番の一部、2415番の一部、2416番1の一部、2416番2の一部、2417番1の一部、2421番2の一部、2421番3の一部、2422番の一部、2422番地先水路の一部、2423番1の一部、2423番2の一部、2424番の一部、2424番地先水路の一部、2425番1の一部、2426番1の一部、2426番2の一部、2426番3、2427番1、2427番2、2427番2地先水路の一部、2428番1、2428番3、2429番1、2429番2、2429番2地先道路の一部、2429番2地先水路の一部、2429番3、2430番、2430番地先道路の一部、2431番の一部、2434番の一部、2435番の一部、2437番1の一部、2437番1地先道路の一部、2437番2、2441番1の一部、2441番2の一部、2441番2地先道路の一部、2441番2地先水路の一部、2442番1の一部、2442番2の一部、2443番1の一部、2443番2の一部、2444番1の一部、2444番2、2444番2地先道路の一部、2445番1、2445番2、2446番1、2446番2、2446番3、2446番3地先道路の一部、2447番1の一部、2447番3の一部、2449番3の一部、2450番1の一部、2454番1の一部、2454番2、2455番1、2455番2、2456番1、2456番1地先水路の一部、2457番1、2457番2、2457番3、2457番3地先道路の一部、2457番3地先水路の一部、2457番4、2458番1、2458番2の一部、2478番1の一部、2478番2、2479番1、2479番2、2480番1、2480番1地先水路の一部、2481番1、2481番2、2481番3の一部、2482番1の一部、2482番2の一部、2483番2の一部、2483番2地先道路の一部、2483番2地先水路の一部、2484番1の一部、2484番2の一部、2485番1の一部、2485番2の一部、2486番3の一部、2487番の一部、2487番地先道路の一部、2487番地先水路の一部、2488番の一部、2488番地先水路の一部、2489番1の一部、字小草原2528番2の一部、2529番1の一部、2529番1地先水路の一部、2529番2の一部、2529番8の一部、2530番1、2530番2、2530番6、2530番8、2531番1の一部、2531番4の一部、2541番1の一部、2541番2の一部、2542番1の一部、2542番2の一部、2543番1の一部、2543番2の一部、2547番の一部、2547番地先水路の一部、2548番1の一部、2548番2の一部、2548番3の一部、2549番1の一部、2549番2の一部、2549番3の一部、2550番の一部、2551番1の一部、2551番2の一部、2552番1の一部、2563番2の一部、2564番1、2564番2、2565番、2566番1、2566番2、2567番1、2567番2、2568番、2569番1、2569番2、2569番2地先水路の一部、2570番1の一部、2570番1地先水路の一部、2570番2の一部、2571番1の一部、2571番1地先道路の一部、2571番1地先水路の一部、2571番2の一部、2572番1の一部、2572番2の一部、2573番1の一部、2573番2の一部、2573番2地先道路の一部、2573番2地先水路の一部、2574番1の一部、2576番1の一部、2576番1地先道路の一部、2576番1地先水路の一部、2576番2の一部、字下八ツ島2861番の一部、2861番地先水路の一部、2884番の一部、2884番地先水路の一部、2885番の一部、2894番の一部、2895番、2895番地先道路の一部、2895番地先水路の一部、2896番、2897番の一部、2899番の一部、2899番地先道路の一部、2899番地先水路の一部、2900番の一部、2915番1の一部、2916番の一部、2918番の一部、2919番の一部、2920番の一部、字上新田3600番3の一部、3601番の一部、3601番地先水路の一部、3602番の一部、3603番の一部、3607番の一部、3607番地先道路の一部、3607番地先水路の一部、3608番の一部、3609番の一部、3610番、3611番の一部、3612番の一部、3613番の一部、3614番の一部、3615番の一部、3616番、3616番地先道路の一部、3616番地先水路の一部、3617番、3618番の一部、3619番1の一部、36

19番2の一部、3620番の一部、3623番1の一部、3623番1地先道路の一部、3623番2の一部、3624番の一部、3625番3の一部、3626番の一部、3627番の一部、3628番の一部、3629番の一部、3630番の一部、3632番の一部、3633番の一部、3633番地先道路の一部、3634番の一部、3636番の一部、3637番1の一部、3637番2の一部、3637番3の一部、3637番4の一部、3638番1の一部、3638番2、3638番2地先道路の一部、3638番3、3672番の一部、3673番の一部、3674番の一部、3675番の一部、3675番地先道路の一部、3675番地先水路の一部、3676番2の一部、3676番3の一部、3676番4の一部、3676番5の一部、3676番6の一部、3677番の一部、3679番の一部、3680番の一部

2 指定に係る特定有害物質の種類 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

3 その他 この告示により指定する区域は、規則第58条第5項第10号に該当する。

◎群馬県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	太田大間々線	みどり市笠懸町阿左美1503番の1地先から同市同2526番の2地先まで	前	7.6～13.1	204.7
			後	9.8～15.0	204.7

◎群馬県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	三夜沢国定停車場線	前橋市粕川町深津136番の2地先から同市同344番の1地先まで	前	12.9～26.3	450.4
			後	12.9～20.5	450.4

◎群馬県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	阿左美桐生線	みどり市笠懸町阿左美2468番の3地先から同市同2569番の2地先まで	前	9.0～9.6	324.1
			後	9.6～20.0	324.1

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年11月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上新田1888-1	高崎市菅谷町805番地3 株式会社エーゼットファーマシー 代表取締役 畔見正彦
2	渋川市吹屋323-1、325-1、331-1、332-1、333-1	石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年11月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 納税通知書等作成業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部税務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年10月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 東洋印刷株式会社 東日本営業本部 埼玉県さいたま市岩槻区美園東3-5-1
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 落札金額 27,300,000円

7 入札公告をした日 令和7年9月19日

次のとおり落札者を決定した。

令和7年11月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置（LC-MS/MS）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年10月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 高信化学株式会社 群馬県高崎市大八木町801
- 5 落札金額 65,010,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年9月5日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
